○九州地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
みやま市高田町今福字沖の前一〇二四番から同市瀬高町河内字久々原一九三八番一まで	前	八・〇〇～一七・五〇メートル	〇〇・一一三キロメートル	
	後	一一・三〇～二四・一〇〇メートル	〇〇・一一三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	みやま市高田町今福字沖の前一〇二四番から同市瀬高町河内字久々原一九三八番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市若狭一丁目二八番から同市字鏡水崎原三五〇番まで	前	二八・三〇～二二一・九〇メートル	二・五八三キロメートル
	後	一九・七〇～二一九・四〇メートル	二・五四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那覇市字鏡水水溜屋原九五九番一から同市字鏡水崎原三六二番まで	前	二四・八〇～二五・六〇メートル	〇〇・二七〇キロメートル	
	後	二五・六〇～二八・八〇メートル	〇〇・二七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那覇市字鏡水崎原四〇一番から同市字鏡水崎原四二八番まで	前	三二・五〇～四九・六〇メートル	〇〇・三〇〇キロメートル	上記A及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	C	一九・〇〇～二一・五〇	〇〇・二六五	
	後	A 三二・五〇～四九・六〇	〇〇・三〇〇	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十二号	那覇市字鏡水水溜屋原九五九番一から同市字鏡水崎原三六二番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から二週間沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
那覇市若狭一丁目二八番から同市字鏡水崎原三五〇番まで	一六・七〇～四八・二〇メートル	二・五四八キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年八月二十八日